

# 信州やまなみ国スポ富士見町自転車（ロード・レース）競技会場等 基本設計業務 実施要領

## 1 業務概要

- (1) 業務名 信州やまなみ国スポ富士見町自転車（ロード・レース）競技会場等  
基本設計業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約日から令和9年3月12日までとする。ただし、リハーサル大会の概算経費  
については、令和8年7月24日（金）までに報告すること。
- (4) 限度額 4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 参加資格

このプロポーザルは指名型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる者は、次の全ての条件を満たしている者の中から指名する。ただし、契約締結までの間に参加資格を喪失することとなったときは、契約を締結しないことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 令和8年度富士見町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 元請として、市区町村又は市区町村実行委員会等が過去7年間（令和元年度以降）で開催された国民スポーツ大会（旧国民体育大会及びリハーサル大会含む。以下「国スポ等」という。）の正式競技又は、過去7年間でそれ同等規模の自転車（ロード・レース）競技大会に係る会場設計業務又は会場設営業務の履行実績があること。
- (4) ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。  
②会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に関係の無い者であること。
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者含む。）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (7) 本業務を円滑に遂行するために必要な運営基盤を有し、かつ、会計管理及び労務管理についても十分な管理能力を有していること。
- (8) 法人格を有する団体であること。
- (9) 富士見町入札参加資格者名簿に登録されている（若しくは提案書提出までに登録が予定されている）者であること

### 3 参加辞退の申出

指名を受けた者が提案書の提出を辞退する場合は、プロポーザル方式参加辞退届（様式第6号）提出すること。

#### (1) 提出期限

令和8年5月27日（水）17時必着

#### (2) 提出先

13に記載の担当部署宛とする。

#### (3) 提出方法

持参又は郵送（宅配便可）とする。（郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。）

### 4 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類及び提出部数

別紙1「富士見町自転車（ロード・レース）競技会場等実施設計業務委託の提案書に係る提出物一覧」のとおり。

※様式の電子データ配布を希望する者は、13担当部署に記載するメールアドレス宛に希望する旨連絡をすること。

#### (2) 提出期限

令和8年6月17日（水）17時必着

#### (3) 提出先

13に記載の担当部署宛とする。

#### (4) 提出方法

持参又は郵送（宅配便可）とする。（郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。）

### 5 提出書類の取り扱い

提出された提案書等の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 提出書類は本プロポーザルの目的以外には使用しない。

(2) 提出期間終了後は本実行委員会の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。

(3) 提出書類の提出後本実行委員会の判断により補足資料の提出や確認を求めることがある。

(4) 提出書類は返却しない

(5) 提出書類は事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

(6) 提出書類は事業者選定を行うために必要な場合又は開示等の際に複製を作成することがある。

(7) 提出書類は富士見町情報公開条例（平成11年3月19日条例第1号）を準用し、開示等をする場合がある。

(8) 提案者から提出された従業員等の個人情報はプロポーザル実施に必要な連絡のみに用いることとし、他用途には用いない。なお、当該個人情報の取り扱いは関係法令に従う。

## 6 企画提案書の作成に関する情報提供

### (1) 各施設の見学・調査

希望する事業者からの申し出を受け、事務局が日時を調整する。ただし、各施設を見学する場合は、各施設の管理者、一般利用者の迷惑にならないよう十分に配慮し、事故、トラブル等が生じないようにすること。

### (2) 図面等の提供

設計業務に必要な図面等については、指名通知書に同封する。図面の電子データを希望する者は、13担当部署に記載するメールアドレスに希望する旨を連絡すること。

## 7 スケジュール（予定）

番号	項目	期 日
1	指名通知	令和8年5月15日（金）から
2	質問受付期限	令和8年5月22日（金）正午まで随時回答
3	参加辞退届出提出期限	令和8年5月27日（水）午後5時まで
4	企画提案書提出期限	令和8年6月17日（水）午後5時まで
5	プレゼンテーション・審査	令和8年6月24日（水）
6	審査結果通知	令和8年6月25日（木）
7	契約	令和8年6月下旬

## 8 質問受付及び回答

内容に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書（様式第5号）に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールへ送信し提出すること。

(1) 質問受付期間 令和8年5月22日（金）正午まで

### (2) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、予定として令和8年6月5日（金）までに質問者へ回答する。

※類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする。

※事業者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

### (3) 質問受付

13 担当部署に記載するメールアドレスまたはFAX宛に連絡すること。

## 9 選定方法

本プロポーザルの審査委員会において、プレゼンテーションを実施し、別紙の審査基準に従い評価を行う。

### (1) プレゼンテーション

項目	内容
実施日	令和8年6月24日（水） ※時間等は別途通知する
実施場所	長野県諏訪郡富士見町落合10039番地4 富士見町町民センター
出席者	担当者含む3名以内

説明時間	1者につき質疑応答を合わせて30分以内 (提案内容の説明20分、質疑応答10分)
評価方法	・提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。
その他	・プレゼンテーションの順番は、令和7・8・9年度競争入札参加資格者名簿（製造・販売・その他）の受付順に実施する。 ・提案書を基にプレゼンテーションを行うこと。 ・プレゼンテーションの実施後、審査員から質疑を行う。 ・パソコン、プロジェクター、スクリーン等器材の使用を希望する者は、6月19日（金）までに連絡すること。なお、プロジェクター、スクリーンは事務局で準備するが、パソコン等の機器は持参すること。

※ 評価点の合計が同点の場合、全体提案の評価点が高いものを契約候補とする。

全体提案が同点の場合は、会場配置計画、動線、ゾーニング計画、留意事項への回答評価点が高いもので順位を決定する。さらに同点の場合は、抽選により順位決定する。

#### 10 審査会及び結果通知

- (1) 審査方法 別紙「プロポーザル審査要領」による。
- (2) 審査日時 令和8年6月24日
- (3) 審査場所 富士見町町民センター（詳細は、参加者に直接通知）
- (4) 審査結果 後日、参加者に直接通知

#### 11 担当部署との協議

契約候補者として選定された者は、契約締結に向けた細目について担当部署と協議を行う。協議に際しては、必要に応じ契約候補者の提案内容（見積額以外）に対し修正を求めることができることとし、契約候補者は誠実に協議に応じなければならない。なお、契約候補者として選定された者が契約締結までに参加資格を満たさないと認めるときまたは契約交渉が不調となったときは、次点順位者と契約締結に向けた交渉を行う。

#### 12 その他

- (1) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者は、実施要領の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 当該業務の受託者の決定については、選定された契約候補者と次点順位者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を本実行委員会と協議した上で決定するもので、事業者の選定をもって、提案者の提案内容全てを了承するものではなく、また、当該業務の受託者を決定するものではない。
- (4) 企画提案書、調査書に記載した事項は、本業務を受託した場合には、実現できることが保証されるものでなければならない。

- (5) 本事業により生じた著作権は、原則として本実行委員会に帰属することとする。
- (6) 指名した者の辞退により提案者が1者であっても、企画提案評価を実施する。
- (7) 個別提案に係る資料は、これまでの国スポまたは、それ同等規模の大会において培った経験やノウハウに基づき作成すること。個別提案の留意事項については、別紙2「会場設計上の留意事項」のとおりとする。
- (8) 次のいずれかに該当した者は失格とする。
  - ア 虚偽の申請を行い、提案資格を得た者又は虚偽の記載をした者
  - イ 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
  - ウ 本件プロポーザル指名通知を受け取った後、審査委員会の委員又は当該業務に関する者に接触を求めた者
  - エ 見積額が提案限度額を超える者
  - オ プレゼンテーション等に出席しなかった者
  - カ 提案書等提出期限後に、見積書内の金額に訂正を行った者
  - キ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない者
  - ク 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
- (9) 本プロポーザルの契約については、第1回富士見町実行委員会総会の予算承認後に実施する。

13 担当部署           〒399-0214 長野県諏訪郡富士見町落合10039番地4  
富士見町 町民センター  
信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会  
(富士見町教育委員会 生涯学習課 国民スポーツ大会準備室)  
電話：0266-62-2400（直通） FAX：0266-62-6483  
電子メール：kokuspo@town.fujimi.lg.jp